

# 工事検査ワンポイントアドバイス 「工事検査って？」

工事検査通信 No.101

発行： R8年6月1日

出納局 工事検査課

新年度も始まりました。  
新たに工事担当者となられた方もいると思いますので、  
そもそも「工事検査」について質問を受けたいと思いが  
が・・・



「工事検査」にはどのようなものがあるのですか？

「履行の確認（給付の完了の確認）」を行う、竣工検査、一部竣工検査、既済部分検査、及び契約解除検査があります。

また、「出来形、品質及び適正な施工の確保」を目的として施工段階で行う、中間検査があります。



どのような法令等に基づいて検査をするのですか？

給付の完了の確認が伴う検査の主な法令は、「地方自治法第234条の2（契約の履行の確保）」、さらに県では、「福島県財務規則第273条（検査）」です。

細かい内容説明は省きますが、その工事が請負代金（税金）を受注者に支払って良いものなのか？「検査員が確認する」ことが示されています。農林水産部及び土木部の工事については、工事検査課の検査員（出納局長指定）が確認することとされていますが、出納局長が特に必要と認めるときは、依命検査員に検査を行わせる場合もあります。

なお、中間検査については給付の完了の確認は伴いませんが、重要な検査ですので、別の機会に説明します。



検査の内容、何を確認するのか教えてください。

検査は、「契約図書（契約書＋設計図書）」のとおりできているか確認するものです。

具体的には、「出来形」・「品質」・「出来ばえ」を「書類」と「現場」で確認します。

書類では、出来形管理・品質管理に関する記録、施工状況や不可視部分の写真等を確認します。

現場では、形状・寸法、強度、全体的な出来ばえなどを確認します。



「設計図書」について詳しく教えてください。

福島県工事請負契約約款第1条に定義のとおり、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書です。ちなみに「積算書」は、設計図書ではありません。



発注者・受注者が検査前に気をつけておくべきことを教えてください。

図面と現場が合っているか？仕様書に沿った施工管理を行っているか？等の確認をすること。（特に出来形不足になっていないか？）現場の状況を把握して説明できるようにすること。

また、私の思うところ、受注者が作った工事目的物は「作品」です。竣工検査は、その「作品」を「発表」する場と考えています。受注者は、検査員に対して、自分の「作品」を理解してもらうようプレゼンしてもらいたいと思います。



※参考資料

資料1：地方自治法第234条の2（抜粋）

福島県財務規則第273条（抜粋）、同第273条の3（抜粋）

【本日のポイント】

工事検査の基本事項の確認

\*\*\*\*\*

若井技師



今回の登場人物



唐井検査員